

丹篠監公表第2号
令和8年1月26日

丹波篠山市監査委員 酒 井 加 世 子

丹波篠山市監査委員 渡 辺 拓 道

令和7年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、結果を公表する。

記

〔監査対象〕 一般社団法人 ウイズささやま

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

一般社団法人 ウイズささやま

令和8年1月

丹波篠山市監査委員

1 監査の種別

財政援助団体等監査

(地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号)

2 監査の対象

(1) 対象団体・部局

- ・一般社団法人 ウイズささやま (以下、「ウイズささやま」という。)
- ・社会教育部社会教育・文化財課 (ウイズささやまを指定管理者とする下記(2)対象施設 (以下、「歴史4館」という。)の市所管部局。以下、「社会教育・文化財課」という。)

(2) 対象施設

- ・丹波篠山市立歴史美術館
- ・丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館
- ・篠山城大書院
- ・丹波篠山市立青山歴史村

(3) 対象事務

- ・ウイズささやまにおける令和6年度公の施設管理に係る出納その他の事務の執行
 - ・社会教育・文化財課における令和6年度公の施設管理に係る事務の執行
- ※必要に応じて同年度以外についても対象とした。

3 監査の期間

令和7年9月12日から令和8年1月26日まで

4 監査の方法及び着眼点

ウイズささやまに対して施設の管理にかかる事業報告書及び事業計画書に関する書類等の提出を求めるとともに、社会教育・文化財課に対して上記施設の管理にかかる指定管理者選定資料、指定管理者との連絡調整に関する書類等の提出を求めて実施した。

ウイズささやまにあつては、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているか、また、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて、一方、社会教育・文化財課にあつては、ウイズささやまに対する指導・監督等が適切に行われているかについて調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から聴き取りを行った。あわせて、施設の管理状況等の確認を行うため現地調査を行った。

(1) ウイズささやま関係

- ア 施設は関係法令 (条例を含む) の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- イ 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。また、点検結果で改善すべき事項があつた場合に速やかに措置が講じられているか。
- ウ 市との協議、通知及び各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。

- エ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、指定管理者の他の事業との会計区分は明確になっているか。さらに、管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりになされているか。
- カ 経費の負担区分が指定管理者となっている修繕等を放置、先送り等していないか。
- キ 事業報告書は適正に作成され、かつ、期限内に提出されているか。
- ク 徴収又は収納した使用料等の、市への納付は適切かつ適正に行われているか。
- ケ 経費節減は図られているか。
- コ 平等利用は確保されているか。
- サ 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行われているか。また、施設賠償責任保険の加入及びその内容は適正か。
- シ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- ス 緊急時の対応は明確になっているか。
- セ その他協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ソ 協定書等により貸与された物品の管理及び処分は適正になされているか。
- タ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- チ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ツ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- テ その他提出資料等により必要に応じて追加。

(2) 社会教育・文化財課関係

- ア 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
- イ 指定管理者が使用料等の徴収又は収納をするにあたり、その委託の手續がされ、告示とともに納入義務者の見やすい方法により公表されているか。また、使用料等が、適切かつ適正に市に納付されているかを確認しているか。
- ウ 自主事業が実施されている場合、その承認は適切か。
- エ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われるとともに、その指定手續は条例等に基づき適正に行われているか。
- オ 特定指定による選定の場合、その選定理由は適切か。
- カ 指定管理者の経営状況に注意を払っているか。
- キ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ク その他協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ケ 管理する施設及び設備等の維持管理の範囲及び仕様、業務の内容は明確になっているか。
- コ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。その負担区分は合理的か。
- サ 区分経理を明記しているか。
- シ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
- ス 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- セ 備品の取扱いに関する事項は適切に記載されているか。

- ソ 緊急時の対応は明確になっているか。
- タ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- チ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ツ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- テ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- ト 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。
- ナ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。
- ニ その他提出資料等により必要に応じて追加。

5 監査の結果及び意見等

ウイズささやまの令和6年度公の施設管理に係る出納その他の事務の執行及び社会教育・文化財課における同年度公の施設管理に係る事務の執行については、監査した限りにおいて、法令、条例、規則等に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部の事務において改善を要するものが見受けられた。そこで、今回の監査の結果、次のとおり意見を付する。

なお、監査結果及び意見等に基づき措置を講じられたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) はじめに

①歴史4館に対する指定管理制度の導入と施設の位置づけについて

歴史4館は地方自治法の改正により導入された指定管理者制度を活用し、平成18年から今日まで継続して指定管理者による管理とし、民間能力の活用やサービス向上、経費節減などの効果を得ている。

歴史4館は、それぞれ文化的側面を有する施設として、教育委員会所管の公の施設であるが、市の中心部に位置し、年間10万人近い入館者数を誇る観光拠点施設の側面もある施設となっている。

(2) 意見等

(ウイズささやま)

意見

①歴史美術館蔵内書籍の移動について

指定管理業務として、所蔵品の管理もあることから、現地調査にて歴史美術館の蔵を確認したところ、蔵の1つの1階に書籍が保管されていた。そして、それら書籍のタイトルなどからすれば、あえて歴史美術館内で保管しなくとも良いと思われる書籍が多数あった。このことについて、過去にも書籍の整理をされ、現に継続的に整理の最中と思われるが、書籍には市の所有物もあり、また、処分をするか移設するかの判断も市の判断が必要と思われるので、市と相談のうえで整理をされたい。また、整理をされることで、空きスペースを確保するとともに、重量物で出し入れが多い収蔵品は1階へ移動さ

せるなど、より管理がしやすい環境にしてもらいたい。

②自主事業について

歴史4館の指定管理者として施設管理と合わせて、自主事業も実施しており、その自主事業は各施設の魅力向上や集客に大きな役割を果たしていると感じている。また、指定管理者としても自主事業により一定の利益を確保することが可能となるなど、自主事業の実施には、指定管理者と市の双方に良い効果を生んでいる。しかし、自主事業については、観光施設の管理としての側面がどうしても先行するので、文化施設の役割として管理に人的資源等を投入しづらくなることも懸念される。指定管理者には学芸員が従事されているので、収蔵品の保存、整理さらには確認や研究に時間を取ってもらうことで、より一層施設の設置目的が果たされると感じた。先述の状況から自主事業は不可欠ではあるものの、本来業務である収蔵品の管理も含めた施設管理の余裕部分で自主事業を実施することが望ましいので、歴史4館それぞれ、文化施設の側面と観光施設の側面のバランスを取りながら、収蔵品などの管理に人的労力を振り分けてもらいたい。

(社会教育・文化財課)

意 見

①指定管理者に対する管理の仕様について

指定管理者制度は公の施設の管理が主たる業務である。そして、歴史4館の収蔵品は公の施設を構成するものであり、特に、青山歴史村は史料の保存、また、歴史美術館は文化遺産及び美術資料の収集、展示、保存並びに調査研究も業務となっている。

したがって、収蔵品の管理が重要な部分として、指定管理者に求める管理に含まれるので、管理水準を仕様書で明確にしたうえで、経費の算定をすることが望まれる。しかし、展示物及び収蔵資料の管理関係として施錠や巡回などの記述ほか歴史4館の特徴をとらえた仕様書上の記述がやや不足していると考え。このことは、具体的な記述がないものの、指定管理者制度のもと同一の指定管理者により継続的に管理をされるなかで、現時点の管理水準や経費になっていると思われる。ただし、今回の監査で双方から話を聞いたところ、学芸員の数、収蔵品に対する管理方法などに若干のずれも感じたので、今回の監査を契機に指定管理者からヒアリングをし、その内容を検討のうえで、より具体的な仕様書にしてもらいたい。

②寄贈品などの受け入れ基準について

美術品などを寄贈したいという声が増えつつあり、現時点で受け入れに関する明確な基準はないとの説明であった。寄贈される可能性のある品は種類のほかにも価値や状態など様々なことが予想され、基準の作成は容易ではないが、やはり受け入れに対し一定の基準は必要と考える。

現在、歴史的な資料の類であれば市史編さん課で対応し、美術品であれば歴史美術館が中心となって管理をすることになると思われるが、収蔵スペースの問題や、特に展示に馴染まないものの寄託は市の負担が増え、強いては指定管理者の負担も増える。そのため、一定の基準をもって受け入れを制限することもやむを得ないと考えるので、市の対応者により対応が異ならないよう、あるいは、寄贈や寄託を希望する方との交渉など

を簡略化できるよう、手続きを含めたわかりやすい基準について、他市の事例を参考にすることや、文化財の保存及び活用の観点から文化財保護審議会に意見を聞くなどにより策定してもらいたい。

③丹波篠山デカンショ館について

丹波篠山デカンショ館は日本遺産に認定されたことで市の魅力を発信することを目的に平成28年に開館された施設で、現在の位置づけとしては青山歴史村の附属施設のような扱いのうえで、指定管理者により管理がされている。しかし、青山歴史村の文化財が、デカンショ節をストーリー内容とした日本遺産の構成文化財に含まれているとしても、青山歴史村は条例によると、篠山藩主青山家に伝わる藩政史料を保存するとともに広く住民に公開し、学術、文化の発展に寄与するためを目的として設置された施設であり、丹波篠山デカンショ館とは目的が異なる。すでにこのような運用がされ年数が経過しているが、丹波篠山デカンショ館の位置づけを明確にするとともに、青山歴史村との関係性を整理されることが望ましいと考える。

④指定管理者を管理監督できる人材育成について

公の施設の管理に指定管理者制度を活用することは、民間能力の活用やサービス向上などの効果があるが、市は引き続き施設の設置者としての責任を果たす必要があり、指定管理者を監督し必要に応じて指示を行う必要がある。そのためには、市の職員も施設や収蔵品などに一定の知識を有しておくことが求められる。指定管理者制度は指定期間が複数年あり、かつ、同一の指定管理者が継続して指定される傾向にあり、ノウハウの蓄積が生まれるが、市の職員は短期間で異動する場合もある。市職員の後継者育成は全部署に共通課題と思われるが、歴史4館の指定管理者を管理監督するには指定管理者の学芸員と課題の共有が可能であるなど業務が特殊かつ専門性も高いので、担当部署においては、現職員の知識と技能水準維持はもちろんのこと、寄贈品などの受け入れに対する考え方の整理ができるなどさらなる知識と技能の向上、また、知識と技能を安定的に継承するためには、どのような取り組みが必要かを整理し、人事担当部署もこの課題について十分に配慮願いたい。

⑤歴史美術館の収蔵品に対する保存を踏まえた空調管理について

歴史美術館の業務は、文化遺産及び美術資料の収集、展示、保存並びに調査研究にあり、これまでから指定管理者により収蔵品の保存状態には細心の注意を払いつつ適切に管理をされている。しかし、昨今の気象状況をみると、夏場は非常に高温となり、事務所以外に空調設備のない歴史美術館にあっては、来館者のみならず収蔵品にとっても厳しい環境となっている。また、夏だけではなく、冬は厳しい寒さとなるうえ、特に紙や布製の収蔵品にとっては、温度もさることながら年間を通じ湿度も保存に重要な要素になるとと思われる。施設を確認すると隙間が多く空調設備の設置には課題もあるが、収蔵品の安全な保存には、温度と湿度の両面を制御できる空調の導入が必要と考えるので、空調範囲や設備能力、断熱工事やランニングコスト、あわせて、国等の補助制度の活用ができないか、また、有利な地方債を活用できないかなど、財源措置も考慮しながら空調設備の導入を検討してもらいたい。

(3) まとめ

ウイズささやまにおかれては、歴史4館に対する指定管理者として、それぞれの設置目的を把握のうえ一体的に管理するとともに、あわせて、施設の管理のほか収蔵品の管理を含めての管理を要する特徴や、中でも歴史美術館は、条例上で文化遺産及び美術資料の調査研究まで含まれるなど難しい業務もある中であって、課題はありつつも工夫をしながら、適切に管理をされていることを、監査を通して理解し高く評価したところである。また、今回監査の対象とした歴史4館の指定管理業務の他にも、丹波篠山市民センターや王地山陶器所の指定管理者として、また、市民プラザ、学校校務員補完業務など公共的事業の多くを受託され、それらの事業を適切に行っていただくことで、市の事業の円滑な運営に協力いただいていることに敬意を表するものである。

歴史4館の指定管理者として、令和8年4月1日から5年間、引き続き指定することが第126回丹波篠山市師走会議にて可決されたので、これまでの経験を活かしつつ、また、今回の監査意見を踏まえ、引き続きより良い施設管理に協力を願いたい。

市においては、まちづくりを計画的に進めるため第3次丹波篠山市総合計画を推進しており、歴史4館の活用も総合計画の基本構想実現に関係することである。具体的には、基本構想の基本方針に基づき「良好な景観や伝統文化を大切に継承し、活用するまちづくり」を基本目標に、また、基本構想実現の手段となる施策等を体系的にした基本計画は、令和8年度から後期基本計画となり、小目標の「伝統文化をまちづくりに活かす」内で積極的に丹波篠山市の歴史文化を発信するとしている。また、丹波篠山市文化財保存活用地域計画では、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで受け継がれている歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化まちづくり資産」(歴史資産)と定義し、歴史資産の特徴などを示しながら、調査、研究、保存、管理などの取り組み状況を整理し、現状と課題をまとめている。

これらのことから、歴史資産を保存することや調査研究を絶え間なく続けることが重要であり、歴史4館についても、文化施設としての役割も踏まえ、施設の管理にあたって収蔵品の管理の重要性を考慮し適切に管理をすることが、これらの計画を实践するうえで大切であると考えてるので、指定管理者と連携のうえで管理にあたってもらいたい。

また、今回の監査であらためて歴史4館の管理のみならず、指定文化財やその他文化財の重要性を再認識したところである。したがって、その他の文化財や文化施設も含めて、引き続き、安定的な保存と活用ができるように取り組んでもらいたい。

<参考資料>

1 ウイズささやまの概要

(1) 設立及び目的

- ① 名 称 一般社団法人 ウイズささやま
- ② 設 立 平成 27 年 5 月 1 日
- ③ 目 的 文化、芸術、教育及び地域の振興等に関する事業を行い、丹波篠山市及び公共的団体との連携の基に、地域社会の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。(定款より)

(2) 事務所所在地

丹波篠山市丹波篠山市黒岡 191 番地 (丹波篠山市立丹波篠山市民センター内)

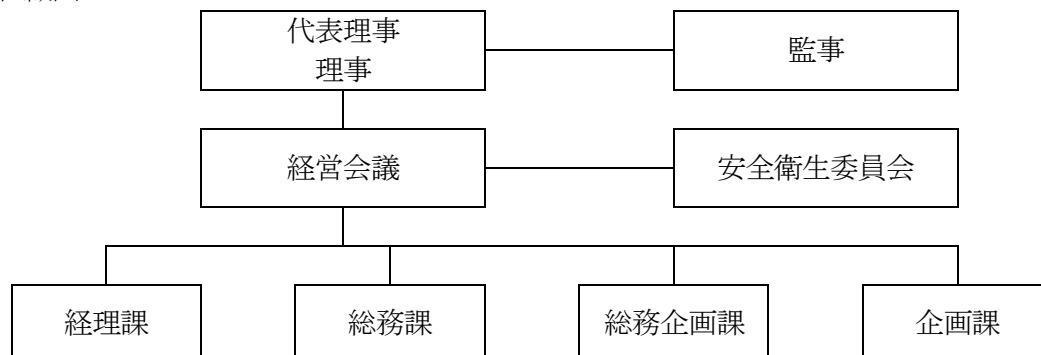
(3) 組織 (監査資料より)

ウイズささやまの組織は次のとおりである。

■役員体制

代表理事	1 人	
理 事	1 人	※令和 7 年 5 月総会において就任のため、4 月 1 日時点では 0 人
監 事	1 人	

■組織図



■職員等の状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

- ・社員 11 人
- ・職員 15 人、臨時職員 47 人

2 歴史 4 館の概要

(1) 丹波篠山市立歴史美術館

①設置根拠

- ・丹波篠山市立歴史美術館条例

②設置目的

- ・地域における文化・教育及び学術の振興を図り、市民文化の発展に寄与するために設置

③位置

- ・丹波篠山市呉服町53番地

④設置年月

- ・昭和57年4月

⑤敷地面積

- ・2,100㎡

⑥施設構造等

- ・構造 木造平屋建
- ・延床面積 本館(564.2㎡)、収蔵庫(91.2㎡)、付属建物(41.4㎡)
- ・主な施設機能 展示室、法廷、事務室、玄関ホール、収蔵庫、便所、駐車場他

⑦入館時間

- ・午前9時から午後4時30分まで

⑧休館日

- ・毎週月曜日(祝祭日は、その翌日)及び12月25日から翌年1月1日まで

⑨入館料

- ・大人 個人300円(団体250円)
- ・大学生・高校生 個人200円(団体150円)
- ・中学生・小学生 個人100円(団体50円)

※30人以上は団体

※特別展・企画展の入館料は、その都度定められる

※身体障害者手帳の交付を受けている者などを無料とする規定あり。

○別に4館共通入館料による入館が可能

- ・大人900円、大学生・高校生500円、中学生・小学生300円

(2) 丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館

①設置根拠

- ・丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館条例

②設置目的

- ・武家屋敷の保存、活用を図りながら城下町として御徒土町の景観を高めると共に、地域における文化振興の拠点とするために設置

③位置

- ・丹波篠山市西新町95番地

④設置年月

- ・平成7年4月

⑤敷地面積

- ・1,215.1㎡

⑥施設構造等

- ・構造 木造平屋建
- ・延床面積 家屋(131.1㎡)、土蔵(28.6㎡)
- ・主な施設機能 武家屋敷主屋、展示室(土蔵)、水琴窟、庭園、事務所等

⑦入館時間

- ・午前9時から午後4時30分まで

⑧休館日

- ・毎週月曜日（祝祭日は、その翌日）及び12月25日から翌年1月1日まで

⑨入館料

- ・大人 200円
- ・大学生・高校生 100円
- ・中学生・小学生 50円

※身体障害者手帳の交付を受けている者などを無料とする規定あり。

○別に4館共通入館料による入館が可能

- ・大人900円、大学生・高校生500円、中学生・小学生300円

(3) 篠山城大書院

①設置根拠

- ・篠山城大書院条例

②設置目的

- ・市民の文化の向上及び発展に寄与すると共に、一般の観賞の用に供するために設置

③位置

- ・丹波篠山市北新町2番地3

④設置年月

- ・平成12年4月

⑤敷地面積

- ・32,861㎡

⑥施設構造等

- ・構造 木造平屋建
- ・延床面積 大書院（739.3㎡）、史料館（215.6㎡）、附属建物（26.12㎡）
- ・主な施設機能 大書院、史料館、史料館史跡公園

⑦入館時間

- ・午前9時から午後4時30分まで

⑧休館日

- ・毎週月曜日（祝祭日は、その翌日）及び12月25日から翌年1月1日まで

⑨入館料

- ・大人 個人400円（団体300円）
- ・大学生・高校生 個人200円（団体150円）
- ・中学生・小学生 個人100円（団体50円）

※30人以上は団体

※身体障害者手帳の交付を受けている者などを無料とする規定あり。

※部屋の利用の場合の別途使用料規定あり

○別に4館共通入館料による入館が可能

- ・大人900円、大学生・高校生500円、中学生・小学生300円

(4) 丹波篠山市立青山歴史村

①設置根拠

- ・丹波篠山市立青山歴史村条例

②設置目的

- ・篠山藩主青山家に伝わる藩政史料を保存するとともに広く住民に公開し、学術、文化の発展に寄与するために設置

③位置

- ・丹波篠山市北新町48番地

④設置年月

- ・平成10年4月

⑤敷地面積

- ・2,902.6㎡

⑥施設構造等

- ・構造 長屋門・主屋 木造平屋建、土蔵 木造2階建
- ・延床面積 桂園舎(490.7㎡)、長屋門(54.4㎡)、北側土蔵2棟(89.1㎡)、南側土蔵1棟(84.1㎡)
- ・主な施設機能 古文書史料館(北側土蔵)、展示室(桂園舎、南側土蔵)、庭園、事務所、駐車場等

⑦入館時間

- ・午前9時から午後4時30分まで

⑧休館日

- ・毎週月曜日(祝祭日は、その翌日)及び12月25日から翌年1月1日まで

⑨入館料

- ・大人 個人300円(団体250円)
- ・大学生・高校生 個人200円(団体150円)
- ・中学生・小学生 個人100円(団体50円)

※30人以上は団体

※身体障害者手帳の交付を受けている者などを無料とする規定あり。

○別に4館共通入館料による入館が可能

- ・大人900円、大学生・高校生500円、中学生・小学生300円

(5) 入館者数及び入館料の推移

		R6	R5	R4	R3	R2
歴史美術館	入館者数	15,717	17,822	14,160	12,031	12,270
	入館料	1,395,200	1,652,850	1,287,550	1,692,300	1,290,900
武家屋敷 安間家史料館	入館者数	14,862	17,563	13,333	9,102	11,110
	入館料	666,050	662,400	529,650	312,050	252,400
篠山城大書院	入館者数	49,193	55,306	42,922	27,536	32,079
	入館料	10,598,350	11,605,800	9,428,350	5,694,900	6,844,600
青山歴史村	入館者数	17,072	20,206	16,021	11,028	12,666
	入館料	576,200	615,400	613,150	399,000	375,050
4館共通券による入館料		8,231,850	9,751,200	7,647,600	5,137,200	6,033,450
入館料合計		21,467,650	24,287,650	18,977,180	13,235,450	14,796,400

※令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言発出のため、臨時休館あり

3 歴史4館の指定管理の状況

(1) 指定管理者の指定状況

過去の指定管理者の指定の状況は、次のとおりである。

指定管理者名	指定期間
ウイズささやま	令和3年4月1日から令和8年3月31日
ウイズささやま	平成28年4月1日から令和3年3月31日
一般社団法人ノオト	平成23年4月1日から平成28年3月31日
株式会社プロビスささやま	平成18年4月1日から平成23年3月31日

(2) 指定管理料の推移

過去の指定管理料の推移は、次のとおりである。

	R6	R5	R4	R3	R2
歴史美術館	15,187,905	13,933,190	13,556,000	13,801,000	14,508,581
武家屋敷安間家史料館	8,955,000	8,117,628	8,039,000	8,119,000	8,950,344
篠山城大書院	24,115,000	22,062,391	22,098,000	22,050,000	17,090,897
青山歴史村	15,999,165	14,219,423	14,353,000	14,037,000	14,851,055
合計	64,257,070	58,332,632	58,046,000	58,007,000	55,400,877

(3) 現行指定管理事務

歴史4館の指定管理者は特定指定によりウイズささやまを指定し、期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間である。また、令和8年4月1日以降の5年間についても継続される予定であり、そのための手続きが進められている。

現行の指定管理者の指定及び令和6年度の主な事務手続き下表とおりであり、1年間を通じて概ね適正に処理されている。

■指定管理事務の状況(指定時及び令和6年度)

項 目	月 日
指定管理者指定申請書受付期限	令和2年10月30日
指定管理候補者審査日	令和2年11月6日
指定管理者の指定議決日	令和2年12月1日
基本協定書の締結日	令和3年3月31日
事業計画書受付日	令和6年3月20日
年度協定書の締結日	令和6年4月1日
事業報告書受付日	令和7年5月30日